

「年末年始安全衛生総点検運動」の実施について

名古屋北監督署管内の労働災害は昨年並み

名古屋北労働基準監督署

平成25年に名古屋北労働基準監督署管内の事業場において発生した休業4日以上以上の労働災害（以下、「休業災害」という）は、毎月末締め集計として、常に前年同期並みの発生件数が続いてきました。（表）

この休業災害を業種別に分類してみた場合には、8月末までは製造業や建設業が全年同期と比べ5〜8%程度の若干の減少が認められておりましたが、9月末に至って、製造業では前月末と同様の減少傾向であるものの建設業では、昨年同期とほぼ同数となっております。建設業の中分類では設備工事等の「その他の建設

業」に分類される業種での災害が今年も倍増しておりますので、景気の回復による設備投資の増大による工事量の増加に伴い、これ以上の災害が増加することが無いように、安全な作業床の確保・墜落危険箇所への防護措置の徹底等の基本的な安全確保対策を怠ることのないようにお願いいたします。

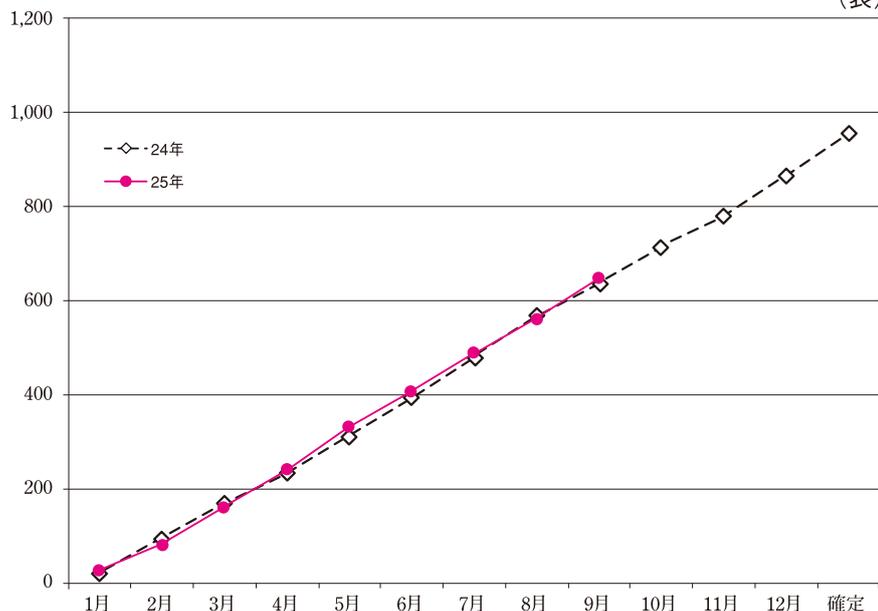
陸上貨物運送事業（道路貨物運送事業と陸上貨物取扱作業を合わせたもの）では道路貨物運送事業における荷役中の墜落転落災害が9月末において昨年同期に比べて5割の増加となっており、陸上貨物運送事業全体でも

9月末では対前年同期比2割増となっており、年末にかけての運送量が増加しても災害に結びつかないよう安全な作業方法（手順）の確立と作業者の遵守が重要となっております。

第三次産業の休業災害では、保健衛生業の内の「社会福祉施設」が9月末において前年同期比で5割の増加、接客娯楽業の内の「飲食店」が前年同期比で8割もの増加となっております。

全業種の休業災害を事故の型別に分類し、今年度の災害の特徴を見てみると、件数的には転倒災害が最も多いものとなっておりますが、2番目に多

休業4日以上死傷病報告毎月末積算結果グラフ (表)

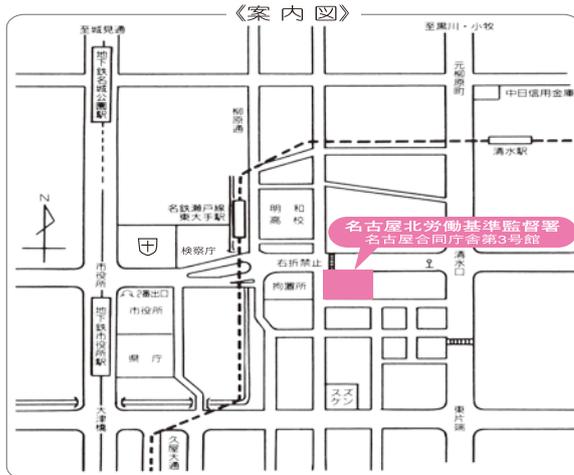


い墜落・転落災害とは2件の差のみとなっており、この墜落転落災害が昨年同期より3割の増加。また増加率で次に高いものとして交通事故（道路）

が2割5分増しの状況にあります。これに反し「激突」「激突され」のいわゆる激突型災害は減少傾向を示しました。

第12次労働災害防止計

名古屋北労働基準監督署の庁舎ご案内



所在地 〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1
(名古屋合同庁舎第3号館8階)

電話番号

業務：052(961)8652

(庶務、会計)

監督：052(961)8653

(労働条件の相談、就業規則・36協定等の届出等)

安全衛生：052(961)8654

(労働者死傷病報告・健診結果報告等の届出、特定機械の検査、安全衛生に関する相談等)

労災：052(961)8655

(労働保険の加入・申告、労災補償の各種請求書の提出・相談等)

FAX：052(953)8529

利用時間 8時30分～17時15分(土・日・祝祭日を除く)

交通機関

- ・地下鉄「市役所」駅下車2番出口から東へ約500m
- ・市バス(基幹2)「清水口」から西へ約200m
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅から東へ約300m

画の初年度として、製造業や建設業は、毎年3%以上は対前年比で減少させ、計画期間5年間の目標であるところの15%減少を達成させたいところが、建設業の現状は厳しいものがあり、さらには同じく計画期間で15%減少を目指す陸上貨物運送事業や20%減少を目指している社会福祉施設や飲

食店などの業種では、前年同期より大きく増加しており計画達成のために、実効性のある安全施策が図られるよう働きかけて行く必要があります。このような中、何かと業務が多忙となる年末年始に安全衛生管理を怠ることにより労働者を災害に被災させることがないように、リスクアセスメン

トの適時実施や、この年末の時期に各種「職場の安全衛生点検表(愛知労働局のホームページからダウンロード可)」等を用いて安全対策に不足がないか、職場の皆さんが確認し、年末年始を無災害で過ごす努力をお願いいたします。

リンク先一覧をご利用下さい

本誌本文中に赤色の二重線でご案内している情報は、当協会のホームページにてリンク先一覧をご案内しています。

当協会ホームページ トップの協会の実施事業「情報提供」↓機関誌該当号に掲載しています。

お問い合わせは、『Meihoku』編集室
(☎052-961-3655)まで。